

イラスト協議会プレミアム

利用規約

第1条（目的）

- 1 本利用規約（以下「本規約」といいます。）は、Print コーディネーター（以下「当方」といいます。）が提供する会員制イラスト配布サービス「イラスト協議会プレミアム」（以下「本サービス」といいます。）の利用条件を定めるものです。
- 2 本サービスを利用する団体（以下「利用団体」といいます。）および利用団体に所属し、本サービスのアカウントを使用する者（以下「利用者」といいます。）は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第2条（申込みおよび契約の成立）

- 1 本サービスの利用を希望する団体は、当方所定の申込みフォームに必要事項を入力し、本規約およびプライバシーポリシーを確認のうえ、同意して申し込むものとします。
- 2 当方は、申込み内容を審査し、利用を承認した場合、利用開始日、契約期間その他必要な事項および利用者情報登録用 URL を申込者へ通知します。利用契約は、当該通知を送信した時点で成立するものとします。申込みの送信のみでは、利用契約は成立しません。
- 3 当方は、申込み内容に不足または確認を要する事項がある場合、追加資料または説明を求めることができます。
- 4 当方は、本サービスの運営上必要と判断した場合、申込みを承認しないことがあります。この場合、当方は法令上必要な場合を除き、その理由を開示する義務を負いません。

第3条（利用開始日および契約期間）

- 1 本サービスの利用区分は、「通常利用」および「HP 特典」とします。
- 2 通常利用の利用開始日は、原則として当方が利用を承認した日の翌月 1 日とします。ただし、当方と利用団体が別途合意した場合は、その合意した日を利用開始日とします。
- 3 通常利用の契約期間は、利用開始日から 1 年間とし、利用開始日の 1 年後の前日までとします。
- 4 通常利用について、契約期間満了日の 1 か月前までに、当方または利用団体のいずれから更新しない旨の申出がない場合、利用契約はさらに 1 年間自動的に更新され、以後も同様とします。

- 5 前項に定める期限までに、利用団体から更新しない旨の申出があった場合であっても、当該契約期間の満了日までは本サービスを利用することができます。この場合、利用契約は契約期間満了日をもって終了し、翌日以降は本サービスを利用することができません。
- 6 更新しない旨の申出を行った後、契約期間満了前に利用団体から更新継続の申出があり、当方がこれを認めた場合は、自動更新を継続することができます。
- 7 HP 特典の利用開始日は、原則として当方が利用を承認した日とします。
- 8 HP 特典は、当方とのホームページ保守契約が継続している期間中、利用することができます。ホームページ保守契約が終了した場合、当該終了日をもって HP 特典による本サービスの利用契約も終了し、その翌日以降は本サービスを利用することができません。
- 9 HP 特典には、第 3 項から第 6 項までに定める通常利用の 1 年間の契約期間および自動更新に関する規定は適用しません。

第 4 条（利用料金、支払いおよび利用特典）

- 1 通常利用の年間利用料金は、1 団体につき 33,000 円（消費税込み）とし、標準で 10 アカウントまで利用できるものとします。
- 2 前項にかかわらず、当方にホームページ制作を依頼し、当方とのホームページ保守契約を継続している団体または法人については、HP 特典として、当該保守契約の期間中、本サービスを無料で利用することができます。この場合も、標準で 10 アカウントまで利用できるものとします。
- 3 10 アカウントを超える追加アカウントの料金その他の個別料金は、本サービスの Web サイトに表示する料金または当方が別途提示する見積りによるものとします。
- 4 通常利用の利用団体は、当方が発行する請求書に記載された支払期限までに、当方指定の銀行口座へ振り込むものとします。振込手数料は、利用団体の負担とします。
- 5 通常利用について、本サービスの利用開始は、利用料金の入金確認を条件としません。利用団体は、当方が通知した利用開始日から本サービスを利用することができます。
- 6 支払期限を過ぎても入金または連絡がない場合、当方は相当な期間を定めて支払いを求めたうえで、アカウントの利用を停止し、または利用契約を解除することができます。
- 7 通常利用について、利用団体の都合による中途解約の場合、当方は受領済みの利用料金を返金しません。当方の都合により本サービスの提供を継続できない場合は、未経過期間に相当する利用料金を月割りで返金します。
- 8 通常利用の更新後の利用料金には、更新時点で当方が定める料金を適用します。当方は料金を変更する場合、契約期間満了前に登録された連絡先へ通知します。

9 通常利用の利用団体は、1 契約期間につき 1 回、オンライン広報相談（60 分）を利用することができます。相談内容は、広報紙、SNS、ホームページ、広報講座その他の広報に関する相談とします。

10 HP 特典を利用する団体または法人は、前項のオンライン広報相談特典の対象外とします。

11 オンライン広報相談は、当方所定の追加料金により相談時間を延長することができます。また、当方所定の追加料金および交通費その他必要な実費を負担することにより、オンライン広報相談に代えて現地広報講座（120 分以上）へ変更することができます。

第 5 条（アカウントの発行）

1 利用団体は、当方が発行する「利用者情報登録フォーム専用 URL」から、利用者の氏名およびメールアドレス等を登録するものとします。当該 URL の有効期間は、発行日から 20 日間とします。

2 前項の URL の有効期間が終了した場合、利用団体は当方へ再発行を依頼できます。

3 アカウントは 1 人につき 1 つとし、1 つのアカウントを複数人で共有してはなりません。

4 アカウントを利用できる者は、原則として利用団体に所属し、または利用団体の業務に従事する者に限ります。

5 利用者ごとに異なるメールアドレスを登録することを原則とします。個人用メールアドレスを保有していないなど特別な事情がある場合は、事前に当方へ相談し、当方が指定する方法で登録するものとします。

6 利用団体は、利用者の異動、退職その他登録内容の変更が生じた場合、速やかに当方へ連絡しなければなりません。退職者等のアカウントを別の者がそのまま使用することはできません。

第 6 条（パスワードの管理）

1 当方は、アカウント発行時に、8 文字の初期パスワードを発行します。初期パスワードに有効期限は設けません。

2 利用者は、初期パスワードをそのまま使用することができます。また、希望する場合は、当方所定の方法により一度に限り、自身でパスワードを変更できます。

3 利用者が設定するパスワードは 8 文字以上とし、英字および数字をそれぞれ 1 文字以上含めるものとします。

4 利用団体および利用者は、アカウントおよびパスワードを自己の責任で適切に管理し、第三者への開示、貸与または共有をしてはなりません。

5 アカウントの不正使用または情報漏えいのおそれがある場合、利用団体は直ちに当方へ連絡するものとします。

第7条（イラストの利用範囲）

1 利用団体は、契約期間中、本規約に従い、ダウンロードしたイラストを、利用団体自身の活動および業務に必要な次の媒体で利用できます。

- 広報紙、会報、機関紙その他の広報物
- チラシ、ポスター、パンフレットその他の印刷物
- 利用団体が自ら管理する Web サイト
- 利用団体が運用する SNS、YouTube その他の情報発信媒体
- プレゼンテーション資料、研修資料、内部資料
- 募金活動、イベント、講座その他の利用団体の活動に関する広報物

2 イラストの使用に際し、「イラスト協議会」その他のクレジット表記は必須としません。ただし、利用団体が任意で表示することを妨げません。

第8条（認められる加工）

1 利用団体は、利用目的に必要な範囲で、次の加工を行うことができます。

- 拡大または縮小
- トリミング
- 文字、写真、図形、背景その他の要素との組合せ
- 内容を著しく損なわない範囲での色調整
- 複数のイラストの組合せ

2 前項の範囲を超える改変を希望する場合、利用団体は事前に当方の承諾を得るものとします。

第9条（外部委託先への提供）

1 利用団体は、利用団体の印刷物またはデザイン制作を委託するために必要な範囲に限り、印刷会社またはデザイン事業者へイラストデータを提供できます。

2 利用団体は、前項の委託先に対し、本規約に従った取扱い、委託業務以外での再利用の禁止および業務完了後のデータ削除を徹底させるものとし、委託先の行為について責任を負います。

3 前二項にかかわらず、利用団体は、当方以外のホームページ制作会社、Web デザイナーその他の第三者に対し、Web サイトの企画、デザイン、構築、更新または改修に使用させる目的で、イラストデータまたはイラストを含む制作データを提供し、または利用させてはなりません。

4 前項について、当方が事前に書面または電子メールで承諾した場合は、この限りではありません。

第10条（禁止事項）

1 利用団体および利用者は、次の行為をしてはなりません。

- イラストデータそのもの、または容易に抽出できる状態のデータを販売、再配布、譲渡、貸与または公衆送信する行為
- 素材共有サイト、オンラインストレージその他第三者が取得できる場所へイラストデータを掲載する行為
- アカウントまたはパスワードを利用団体外の者へ貸与、譲渡または共有する行為
- イラストを商標、ロゴマーク、サービスマークその他これらに類する識別標識として使用し、または登録する行為
- イラストを自己または第三者が制作したものと表示する行為
- イラストを AI その他の機械学習モデルの学習、追加学習、評価用データまたは生成用素材として使用する行為
- イラスト自体が商品の主要な価値となる商品を製造または販売する行為
- 法令に違反する行為、差別的な表現、公序良俗に反する目的または他者の権利を侵害する目的で使用する行為
- 本サービスの運営を妨害し、不正アクセスを行い、またはシステムに過度な負荷を与える行為
- その他、当方が本サービスの目的に照らして不適切と合理的に判断する行為

第 11 条（著作権その他の権利）

- 1 本サービスで提供するイラストに関する著作権その他の権利は、当方または正当な権利者に帰属します。本サービスの利用により、利用団体または利用者に著作権が譲渡されるものではありません。
- 2 当方は、利用団体に対し、契約期間中、本規約で認められた範囲に限り、イラストを非独占的かつ譲渡不能の方法で利用することを許諾します。
- 3 利用団体が制作した広報物その他の成果物全体に関して利用団体に権利が生じる場合であっても、当該成果物に含まれるイラストの権利は、当方または正当な権利者に留保されます。
- 4 第三者からイラストに関する権利侵害の申出を受けた場合、利用団体は速やかに当方へ連絡するものとします。
- 5 イラストについて権利上の問題が判明し、またはそのおそれがある場合、当方は当該イラストの公開を停止し、利用団体へ使用中止、削除または差し替えを求めることができます。

第 12 条（利用履歴等）

- 1 当方は、本サービスの適正な運営、不正利用の防止および問い合わせ対応のため、ログイン履歴、ダウンロード履歴、IP アドレスその他の利用記録を取得し、保存することがあります。
- 2 利用団体は、所属する利用者に本規約の内容を周知し、利用者に遵守させるものとします。

第 13 条（利用停止および契約解除）

- 1 当方は、利用団体または利用者が本規約に違反した場合、相当な期間を定めて是正を求め、当該期間内に是正されないときは、アカウントの利用を停止し、または利用契約を解除できます。
- 2 前項にかかわらず、無断配布、アカウントの不正共有、重大な権利侵害、セキュリティを害する行為その他重大または悪質な違反がある場合、当方は事前の催告なく直ちにアカウントを停止し、または利用契約を解除できます。
- 3 アカウント情報の漏えいまたは不正利用のおそれがある場合、当方は安全確保のため、一時的に当該アカウントを停止できます。
- 4 本条に基づく停止または解除が利用団体の責めに帰すべき事由による場合、当方は受領済みの利用料金を返金しません。

第 14 条（契約終了後の取扱い）

- 1 契約終了後、利用団体および利用者は、イラストの新たな使用、複製、加工、掲載、配布その他の利用を行うことができません。
- 2 利用団体および利用者は、ダウンロードしたイラストデータおよびその複製データを、契約終了後速やかに削除するものとします。
- 3 契約期間中に Web サイト等の変更可能な媒体へ掲載したイラストについては、契約終了日から 30 日以内に削除するものとします。
- 4 契約期間中に適法に制作し、かつ既に配布した印刷物について、利用団体が回収する必要はありません。

第 15 条（サービス内容の変更および一時停止）

- 1 当方は、本サービスの改善、保守、権利保護その他運営上の必要により、掲載するイラストの種類、点数、仕様その他のサービス内容を追加、変更または公開終了することがあります。
- 2 当方は、保守作業、システム障害、通信障害、サーバー障害、災害、停電、サイバー攻撃その他やむを得ない事情により、本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
- 3 当方は、可能な場合、前項の停止について事前に Web サイトまたは電子メールで案内します。ただし、緊急の場合は事後の案内となることがあります。

第 16 条（サービスの終了）

- 1 当方は、運営上やむを得ない事情により、本サービスの提供を終了することがあります。この場合、原則として終了日の 3 か月前までに、Web サイトまたは登録された連絡先への電子メールにより通知します。

2 当方の都合により契約期間中に本サービスを終了する場合、当方は未経過期間に相当する利用料金を月割りで返金します。

第 17 条（免責および損害賠償）

1 当方は、利用団体または利用者の端末、通信環境、操作ミス、パスワード管理の不備、第三者サービスの障害その他当方の責めに帰することができない事由によって生じた損害について、責任を負いません。

2 当方の責めに帰すべき事由により利用団体に損害が生じた場合、当方は、直接かつ通常生じた損害に限り賠償責任を負うものとし、その賠償額は、通常利用の場合は当該利用団体が直近 1 年間に当方へ支払った本サービスの利用料金を、HP 特典の場合は通常利用の年間利用料金相当額を上限とします。

3 前項の上限は、当方の故意または重大な過失によって損害が生じた場合には適用しません。

第 18 条（個人情報の取扱い）

1 当方は、利用団体および利用者の個人情報を、当方が別途定めるプライバシーポリシーに従って取り扱います。

第 19 条（通知および連絡）

1 当方から利用団体への通知は、本サービスの Web サイトへの掲載、登録された連絡先メールアドレスへの送信その他当方が適切と判断する方法により行います。

2 利用団体は、連絡先その他の登録情報に変更があった場合、速やかに当方へ届け出るものとします。変更の届出がなかったことにより通知が届かなかった場合、当方はこれによって生じた損害について責任を負いません。

第 20 条（本規約の変更）

1 当方は、法令の変更、本サービス内容の変更その他必要がある場合、本規約を変更することがあります。

2 利用団体の権利または義務に重要な影響を与える変更を行う場合、当方は変更内容および適用開始日を、適用開始日前に Web サイトまたは電子メールで案内します。

3 変更後の規約は、案内した適用開始日から効力を生じるものとします。

第 21 条（個別の合意）

1 当方と利用団体との間で、本規約と異なる内容を書面または電磁的方法により別途合意した場合、その合意内容が本規約に優先して適用されます。

第 22 条（準拠法および合意管轄）

- 1 本規約および利用契約は、日本法に準拠します。
- 2 本規約または本サービスに関して当方と利用団体との間に紛争が生じ、協議によって解決しない場合、当方の住所地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 23 条（協議）

- 1 本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じた場合、当方と利用団体は、誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

附則

本規約は、2026 年 8 月 1 日から施行します。

事業者情報

屋号	P r i n t コーディネーター
氏名	窄口 真吾
住所	兵庫県三田市富士が丘 4 丁目 4 - 7
問い合わせ先	0 5 0 - 3 5 6 9 - 0 5 1 1

以上